

地域の景観づくりは わたしたちの手で



看護大学周辺地域景観形成住民協定(駒ヶ根市)



福島町景観形成住民協定(須坂市)



花とアルプス一望の里景観形成住民協定(池田町)

みんなで進めよう個性と魅力
あふれる地域の景観づくり

(このしおりの内容をお知りになりたい場合は、建築指導課景観係までお問い合わせください。)

平成19年度 屋外広告物条例及び同条例施行規則の改正状況

資料 - 12

屋外広告物条例一部改正 新旧対照表 (平成20年1月1日施行分)

屋外広告物条例

改正後	改正前
<p>(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第23条の2 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、<u>飯田市及び小布施町</u>が処理することとする。</p> <p>2 <u>飯田市及び小布施町</u>の区域については、第2章及び第2章の2の規定は、適用しない。</p>	<p>(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第23条の2 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、<u>小布施町</u>が処理することとする。</p> <p>2 <u>小布施町</u>の区域については、第2章及び第2章の2の規定は、適用しない。</p>

屋外広告物条例施行規則一部改正 新旧対照表 (平成19年11月1日、平成20年1月1日施行分)

屋外広告物条例施行規則

改正後	改正前
<p>第2章 屋外広告物の制限 (屋外広告物表示禁止物件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例第2条第1項第9号の規則で定める物件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(登録簿の閲覧)</p> <p>第13条の2 条例第20条の2第3項の規定により屋外広告業者登録簿(以下の条において「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、<u>長野県住宅部建築管理課</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2章 屋外広告物の制限 (屋外広告物表示禁止物件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例第2条第1項第8号の規則で定める物件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(登録簿の閲覧)</p> <p>第13条の2 条例第20条の2第3項の規定により屋外広告業者登録簿(以下の条において「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、<u>長野県企画局土地・景観課</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>

(別表第2)(第4条関係)
屋外広告物禁止地域

接続する道路等		範 囲
種類及び名称	区 間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	<u>山梨県と長野県との境界から上り線座光寺パーキングエリア終点(飯田市座光寺172番の2地先)まで</u>	両側各500メートル以内
	<u>一般国道153号と立体交差する地点(飯田市山本488番の5地先)から恵那山トンネル東口(下伊那郡阿智村智里3436番の3地先)まで</u>	両側各500メートル以内及び恵那山トンネル東口からトンネルに向かって500メートル以内
一般国道18号	一般国道18号との交差点(上田市大字上塩尻字横堰170番の3地先)から <u>上田市と埴科郡坂城町との境界まで(バイパス)</u>	両側各100メートル以内

(別表第2)(第4条関係)
屋外広告物禁止地域

接続する道路等		範 囲
種類及び名称	区 間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	<u>山梨県と長野県との境界から恵那山トンネル東口(下伊那郡阿智村智里3436番の3地先)まで</u>	両側各500メートル以内及び恵那山トンネル東口からトンネルに向かって500メートル以内
一般国道18号	一般国道18号との交差点(上田市大字上塩尻字横堰170番の3地先)から <u>一般国道143号との交差点まで(バイパス)</u>	両側各100メートル以内

県道姥神奈良井線	一般国道361号との交差点から塩尻市道川入東線との交差点まで	両側各100メートル以内
	塩尻市道川入東線との交差点から一般国道19号との交差点まで	一般国道19号との交差点に向かって左側100メートル以内及び右側一級河川奈良井川まで
県道あづみの公園大町線	起点から一般国道147号との交差点まで	両側各100メートル以内
上田市道丸子北御牧線	県道別所丸子線との交差点（上田市御嶽堂2403番3地先）から上田市と東御市との境界まで	両側各100メートル以内

県道姥神奈良井線	一般国道361号との交差点から塩尻市道川入東線との交差点まで	両側各100メートル以内
	塩尻市道川入東線との交差点から一般国道19号との交差点まで	一般国道19号との交差点に向かって左側100メートル以内及び右側一級河川奈良井川まで
上田市道丸子北御牧線	県道別所丸子線との交差点（上田市御嶽堂2403番3地先）から上田市と東御市との境界まで	両側各100メートル以内
飯田市道1-40大明神横線	飯田市道山本184号線との交差点から飯田市道1-36請地線との交差点まで	飯田市道1-36請地線との交差点に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内
飯田市道山本98号線	飯田市道2-31観音沢線との交差点から飯田市道山本184号線との交差点まで	飯田市道山本184号線との交差点に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内

大町市道泉36号線	県道有明大町線との交差点から県道槍ヶ岳線との交差点まで	両側各300メートル以内
大町市道大崎西原線	大町市道常盤西線との交差点から終点まで	両側各100メートル以内。ただし、 <u>国営アルプスあづみの公園の区域を除く。</u>

(備考) (略)

飯田市道伊賀良514号線	飯田市道 1 - 36請地線との交差点から飯田市道鼎278号線との交差点まで	飯田市道鼎278号線との交差点に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内
飯田市道鼎370号線	飯田市道 1 - 27大休妙琴線との交差点から飯田市道鼎278号線との交差点まで	飯田市道鼎278号線との交差点に向かって左側100メートル以内及び右側500メートル以内
大町市道泉36号線	県道有明大町線との交差点から県道槍ヶ岳線との交差点まで	両側各300メートル以内

(備考) (略)

(別表第3)(第9条関係)
屋外広告物許可地域

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	<u>山梨県と長野県との境界から上り線座光寺パーキングエリア終点(飯田市座光寺172番の2地先)まで</u>	<u>両側各1,000メートル以内及び駒ケ根市の区域のうち上伊那郡宮田村に向かって左側1,000メートルを超え、中央アルプス県立公園との境界まで</u>
	<u>一般国道153号と立体交差する地点(飯田市山本488番の5地先)から恵那山トンネル東口(下伊那郡阿智村智里3436番の3地先)まで</u>	<u>両側各1,000メートル以内及び恵那山トンネル東口からトンネルに向かって1,000メートル以内</u>
≈	≈	≈

(別表第3)(第9条関係)
屋外広告物許可地域

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	<u>山梨県と長野県との境界から恵那山トンネル東口(下伊那郡阿智村智里3436番の3地先)まで</u>	<u>両側各1,000メートル以内及び恵那山トンネル東口からトンネルに向かって1,000メートル以内並びに駒ケ根市の区域のうち上伊那郡宮田村に向かって左側1,000メートルを超え、中央アルプス県立公園との境界まで</u>
≈	≈	≈

(別表第4)(第9条関係)

屋外広告物許可地域

接続する道路等		範 囲
種類及び名称	区 間	
岡谷駅前広場	下諏訪辰野線(昭和54年長野県告示第588号で告示された岡谷都市計画道路3・4・9下諏訪辰野線)の起点付近	約5,200平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内

(別表第4)(第9条関係)

屋外広告物許可地域

接続する道路等		範 囲
種類及び名称	区 間	
岡谷駅前広場	下諏訪辰野線(昭和54年長野県告示第588号で告示された岡谷都市計画道路3・4・9下諏訪辰野線)の起点付近	約5,200平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内
飯田駅前広場	中央通り線(昭和54年長野県告示第743号で告示された飯田市都市計画道路3・4・7中央通り線)の起点付近	約8,590平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内

屋外広告物条例施行規則一部改正 新旧対照表 (平成20年3月31日施行分)

屋外広告物条例施行規則

改正後	改正前
<p>(登録簿の閲覧) 第13条の2 条例第20条の2第3項の規定により屋外広告業者登録簿(以下この条において「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、<u>長野県建設部建築指導課</u>とする。 2 (略)</p>	<p>(登録簿の閲覧) 第13条の2 条例第20条の2第3項の規定により屋外広告業者登録簿(以下この条において「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、<u>長野県住宅部建築管理課</u>とする。 2 (略)</p>